

島根県松江市

入湯税特別徴収の手引

※この手引は、令和 7 年 12 月 1 日現在の入湯税
の特別徴収の取扱いについて記載しています。

令和 7 年 12 月現在
松江市役所市民税課

目 次

I：本 編

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 入湯税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 課税の目的と納税義務者	
(2) 徴収方法	
(3) 税率	
3. 課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 課税免除	
(2) 課税免除の手続き方法	
4. 経営申告書等の提出・・・・・・・・・・	3
(1) 開始（新規）	
(2) 休止	
(3) 廃止	
(4) 再開	
(5) 特別徴収義務者の変更	
(6) その他	
5. 帳簿の記載と保存、実地調査・・・・・・・・	4
6. 納入申告書の提出・・・・・・・・・・	4
7. 納入・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8. 申告額に変更や誤りがあつたとき（修正申告・更正請求）・・	6
9. 延滞金・加算金・滞納処分・・・・・・・・	6

II：記載例・様式編

10. 入湯税納入申告書等の記載例・様式例・・・・・・・・	8
(1) 入湯税納入申告書の記載例	
(2) 修正申告の記載例	

- (3) 更正請求の記載例
- (4) 入湯税納入書の記載例

11. 経営申告書の様式	16
(1) 開始（新規）	
(2) 変更・休止・再開	
(3) 特別徴収義務者の変更	

Ⅲ：根拠法令編

12. 根拠法令	19
(1) 松江市税賦課徴収条例（平成 17 年松江市条例第 59 号）（抄）	
(2) 松江市税賦課徴収条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 53 号）（抄）	
(3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抄）	
(4) 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（抄）	

I : 本 編

1. はじめに

入湯税の特別徴収につきましては、平素より格別のご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

入湯税は、昭和 25 年度に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）で市町村の法定普通税とされ、昭和 32 年度には目的税とされ、これまで本市の環境衛生施設、消防施設の整備や、観光振興などの貴重な財源となってきました。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引をご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きなどについてご確認の上、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 入湯税の概要

(1) 課税の目的と納税義務者

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

よって、鉱泉浴場に入湯した入湯客が納税義務者となります。

- ・ 「鉱泉浴場」とは、「原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場」をいうもので、「温泉」とは、「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされていますが、「それに類するもので社会通念上鉱泉浴場と認められるもの」も含みます。
- ・ 温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、入湯税の課税対象です。

(2) 徴収方法

入湯税の徴収は、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯される方から徴収していただき、毎月、松江市に申告納入していただく、「特別徴収の方法」によることとされています。

(3) 税率

- ・ 松江市の税率（令和 7 年 12 月 1 日現在）は、1 人 1 日 150 円です（但し、宿泊の場合は 1 泊をもって 1 日とします）。
- ・ 同一の鉱泉浴場であれば同日に何回入浴しても税額は変わりません。

※令和 7 年 12 月 1 日以降は、日帰りで入湯される方は課税免除の対象となります。

3. 課税免除

(1) 課税免除

次のいずれかに該当する者は、入湯税の課税が免除されます。

- ① 年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（小学生以下の子）
- ② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
* 共同浴場、一般公衆浴場は公衆浴場法による指定を受けた浴場を指します。
- ③ 日帰りで入湯する者
- ④ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊して入湯するもの
- ⑤ 上記④に規定する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊して入湯する引率者

<修学旅行その他の学校行事に伴う宿泊（上記④及び⑤）について>

ア 対象者

次の学校に通う児童、生徒又は学生及び引率者が対象です。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。

イ 対象となる行事

当該学校が主催する修学旅行又は幼稚園教育要領、学習指導要領若しくは高等専門学校設置基準に基づき実施する教育課程内の学校行事（宿泊研修、林間学校、社会科見学等）で、全校又は学年単位で実施されるもの。

ウ 対象とならない行事

「部活動やクラブ活動の大会（高校総体や総合文化祭等）や合宿等」は、学習指導要領等に基づき実施する教育課程内の学校行事でないことから、課税免除の対象とはなりません。

<入湯税の制度改正（令和 7 年 12 月 1 日以降）について>

- ・ 課税免除となる修学旅行等の学校行事について、宿泊税と同様の基準に一部見直しました。
- ・ 部活動やクラブ活動の大会等（高校総体や総合文化祭等）については、従来は申請に基づき減額対象としていましたが、令和 7 年 12 月 1 日以降は課税対象となります。
- ・ 「日帰りで入湯する者」は、年齢に関わらず課税免除となります。
- ・ なお、年齢 12 歳未満の者（小学校 6 年生を含む）は、これまでどおり課税免除となります。

<入湯税と宿泊税の課税免除対象の関係について>

税目	修学旅行 (生徒)	修学旅行 (引率者)	部活動やクラブ 活動の大会等	小学生以下
入湯税	課税免除	課税免除	課税 (150 円)	課税免除
宿泊税	課税免除	課税免除	課税 (200 円)	課税 (200 円)

(2) 課税免除の手続き方法（学校にお伝えください）

- ・ 学校長、園長など施設の長が、「修学旅行等であることの証明書」を作成し、宿泊事業者に提出する必要があります。証明書の様式は、松江市のホームページからダウンロードできます。

(様式)

修学旅行等であることの証明書

宿 泊 日	年 月 日 ～ 年 月 日 () 泊
学 校 行 事 の 概 要 (その他の学校行事の場合は、具体的な学校行事名を記入してください。)	☐ 修学旅行 ☐ その他の学校行事(※) 学校行事名: () ※は別紙様式を参照。学校行事とは、学校教育法第1条に規定する学校教育機関に属する学校行事で、全校又は学年単位で実施されるもの。
宿泊施設(鉱泉浴場)の名称	
宿泊施設(鉱泉浴場)の所在地	
課税免除対象の宿泊人数(注1)	
課税免除対象外の宿泊人数(注2)	
備 考	

注1 当該学校が主催する修学旅行又は施設利用教育旅行、学級旅行等(以下「修学旅行等」という。)に参加する児童、生徒又は学生(以下「生徒等」という。)並びに引率者の人数を記載してください。
引率者とは、生徒等の引率を行う学校の教員等、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う養護師や保護者等(以下「引率者」という。)を指します。修学旅行等の実施者(以下「実施者」という。)は、引率者の人数を記載してください。
注2 修学旅行等に参加している生徒等及び引率者以外で修学旅行等に随行者(実施者の教員やカメラマン等)の人数を記載してください。

上記に記載のとおり修学旅行又はその他の学校行事により宿泊することを証明します。

年 月 日

学校の所在地

学校 の 名 称

学校長の氏名

学校の電話番号

※宿泊施設及び入湯税の課税免除を要けようとする場合は、宿泊時に本証明書(修学旅行等)を提出してください。

宿泊税の課税免除
証明書と兼用です。
(提出は1部で可)

- ・ 証明書を提出しない場合は課税免除となりませんので、ご注意ください。
- ・ 受領した「修学旅行等であることの証明書」の写しを申告の際に市民税課諸税係へ提出してください。なお、宿泊税の申告がある場合には、提出は1部で構いません。また、月をまたぐ宿泊の際は、当初の宿泊月の申告時のみの提出で構いません。
- ・ 受領した証明書は、入湯税課税免除に係る書類として適切に保存をお願いします。
- ・ 学校又は旅行業者からお問い合わせがあった場合には、松江市ホームページをご案内ください。

松江市ホーム>くらし・手続き>税金>入湯税>入湯税課税免除の手続き

4. 経営申告書等の提出

「鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。」とされています。

申告の区分は、①開始(新規)、②休止、③廃止、④再開、⑤特別徴収義務者の変更、⑥その他としています。

申告書は、どの申告区分にも対応した共通様式です。申告書の提出が必要になった時点でご相談ください。必要な書類のご案内をいたします。

(P16～P18 参照)

(1) 開始（新規）

新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき、経営を開始する日の前日までに提出してください。

(2) 休止

施設の改修などで長期間（1ヶ月以上を目安としています。）施設を休止する場合に提出してください。

(3) 廃止

鉱泉浴場の経営を廃止する場合に提出してください。

(4) 再開

鉱泉浴場の経営を再開する場合に提出してください。

(5) 特別徴収義務者の変更

経営譲渡や指定管理者の変更などにより特別義務者が変更となる場合に提出してください。

申告書は、変更前の特別徴収義務者が提出してください。

(6) その他

(1)～(5)以外の変更や通知（施設改修や納入申告書の送付先の変更など）についても提出してください。

施設の改修時には、改修後の図面を添えて提出してください。

5. 帳簿の記載と保存、実地調査

入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければなりません。

- ・ 帳簿の保存期間は、市条例では1年間としていますが、所得税、法人税などの国税における規定に準じて、できるだけ5年間は保存いただきますようお願いします。
- ・ 市は入湯税の適切な賦課・徴収を図るため、提出された入湯税納入申告書・納入明細書について、電話等による口頭確認を行うほか、地方税法の規定に基き、必要に応じて、経営者の事務所等を訪問し、実地での調査を行うことができます。
- ・ 調査の際には、事務所等で保存している入湯税関係資料の提出を求めることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

6. 納入申告書の提出

毎月月末（土日祝日などの場合は、次の開庁日）までに、前月分の入湯客数、課税免除者数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書・月計表を市民税課諸税係に提出してください。

- ・ 申請書類の提出の方法は、次のいずれかでお願いします。
 - ①電子申告「eLTAX (エルタックス)」 *市のホームページからリンク
 「納入申告書」のほか、「月計表」、「修学旅行等であることの証明書（写し）」も添付して送信してください。
 ※「eLTAX (エルタックス)」は、申告書の提出と納入を一括して行うことができます。
 - ②しまね電子申請サービス *市のホームページからリンク
 「納入申告書」のほか、「月計表」、「修学旅行等であることの証明書（写し）」も添付して送信してください。
 ※「しまね電子申請サービス」は、申告書の提出のみ行うことができます。
 - ③郵送
 郵送で提出された場合は、郵便局の受付印の日を提出日とみなします。
 受付控えが必要な場合は、申告書写しと切手を貼った返信用封筒を同封してください。
 - ④市民税課の窓口へ持参
- ・ 申告書様式は、市のホームページからダウンロードできます。(PDF・Excel)
 次の順に画面展開してください。松江市ホーム>くらし・手続き>税金>入湯税
 必要事項が記載されたものであれば、特別徴収義務者が独自に作成した様式でも構いません。

7. 納入

納入方法は次のいずれかでお願いします。

①電子納税

- ・ 地方税ポータルシステム「eLTAX (エルタックス)」でお支払いいただけます。
- ・ 事前に登録が必要になります。詳細は eLTAX ホームページでご確認ください。

②納入書（納付書）による納税

- ・ 毎月月末（土日祝日などの場合は、次の開庁日）までに、前月分の入湯税額その他必要な事項を記載した納入書で納入してください。（P 1 5 参照）
- ・ 納入書は、必要部数を送付します。
- ・ お手元の残部が少なく（おおむね 5 枚以下）になりましたらご連絡ください。
- ・ しまね電子申請サービスで申告される場合は、毎月の申告の際に必要な部数のアンケートを行う仕様になっています。
- ・ 令和 7 年 12 月 1 日現在の取り扱い金融機関は次のとおりです。

山陰合同銀行	中国労働金庫
島根銀行	米子信用金庫
しまね信用金庫	島根中央信用金庫
島根県農業協同組合	漁業協同組合 JF しまね
鳥取銀行	

以上の各本店、支店等

8. 申告額に変更や誤りがあったとき（修正申告・更正請求）

既に申告・納付した税額について、変更や誤りがあるとわかったときには修正申告または更正請求を行ってください。

＊税額を少なく申告・納税していた場合 →修正申告

＊税額を多く申告・納税していた場合 →更正請求

例1）R8.3月にR7.12月の入湯客数（課税対象）の報告が漏れていたことに気付いた。

→正しい入湯客数を反映した修正申告書を提出してください。

未納税額については、修正申告時に納付してください。

例2）R8.3月にR8.1月の宿泊客数を一桁多く入力し、本来の税額より多く支払っていた。

→更正請求を行ってください。

審査の後、過払いと確認した分を還付します。

修正申告・更正請求の期間は、法定納期限（利用月の翌月末日）からさかのぼって5年ですが、気が付いた時点で速やかに市民税課にご相談ください。

修正申告書、更正請求書の提出方法は、納入申告書と同じです。

様式は、ホームページからダウンロードできます。

9. 延滞金・加算金・滞納処分

（1）延滞金

入湯客から徴収した前月分の入湯税を法定納期限（毎月末日、末日が土日祝祭日等の場合はその翌日）までに納入されない場合、税額に次の割合を乗じた額の延滞金が加算されます。

①法定納期限の翌日から1月を経過するまでの期間 年2.4%

②①の翌日以降 年8.7%

（2）加算金

期限までに納入申告書が提出されたものの、その税額が実際の税額より少ない税額であるとして更正がなされた場合には過少申告加算金が、期限までに納入申告書が提出されない場合には、不申告加算金がそれぞれ次のとおり課されます。

また、事実の隠ぺいや仮装した事実があった場合には、重加算金が加算されます。

	該当する加算金	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに納入申告書を提出したものの、その税額が実際の税額より少ないために更正があった場合	不足金額×10% (不足金額が期限までに申告した税額又は50万円のうちいずれか多い金額を超える部分は5%)
不申告加算金	期限後に納入申告書の提出があった場合又は提出がないために更正があった場合	納入すべき税額×15%

	期限後に納入申告書を提出したものの、その税額が実際の税額より少ないために更正があった場合	(納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については 5 %を加算)
	期限までに納入申告書が提出されないことから税額決定した後に、その税額が実際の税額より少ないために更正があった場合	
	期限後に納入申告書を提出したものの、市の調査による決定があるべきことを予知したものではないとき	納入すべき税額×5%
重加算金	(期限内申告) 課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したとき	不足金額×35% (過少申告加算金に代える)
	(期限後申告・未申告による更正) 課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後のその提出をしたとき	納入すべき税額×40% (不申告加算金に代える)

(3) 滞納処分

入湯客から徴収した前月分の入湯税を法定納期限（毎月末日、末日が土日祝祭日等の場合はその翌日）までに納入されない場合は、翌日以降は滞納者として扱われます。

地方税法の規定により、納期限から 20 日以内に督促状を発送しますが、督促状が届いても入湯税が納入されず、更に 10 日を経過した場合には、滞納処分として、滞納者の財産を差し押さえしなければならないこととされています。

※延滞金又は加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるほか、計算により求めた延滞金又は加算金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとされています。

※延滞金等の割合は、地方税法の特例により、毎年延滞金特例基準割合等により決定されます。

Ⅱ：記載例・様式編

10. 入湯税納入申告書等の記載例・様式例

(1) 入湯税納入申告書の記載例

eLTAX で申請できます。納入申告書、月計表を提出してください。

eLTAX によらない場合は、市の様式により提出してください。

(市所定 Excel 版様式の場合)

①月計表、②入湯税納入申告書の順で入力してください。

月計表の色付きのセルに人数を入力すると、納入申告書に自動転記します。

入湯客無しの場合は必ず「0」を入れてください。

月計表は、下記数値が分かれば、自社作成の様式でも構いません。

入湯税月計表					記入例	
令和	7年	12月分				
施設名	嫁が島温泉 だんだん			宿泊施設番号	●●▲●■●	

日	宿泊客(人)			日帰り客(人)	合計(人)	
	課税標準(人) A	課税免除(人)		課税免除(人) D	課税 A	課税免除 B+C+D
		小学生以下 B	修学旅行など C			
1	100	10	0	3	100	13
2	100	10	0	3	100	13
3	100	10	0	3	100	13
4	50	10	0	3	50	13
5	100	0	100	3	100	103
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合計(人)	3,150	300	100	75	3,150	475
税率(円)	150				150	
税額(円)	472,500				472,500	

宿泊客、課税免除（小学生以下、修学旅行、日帰り客）
それぞれの人数を記入してください。
市配付Excel様式は、入力漏れがありますと、色が残ります。
「入湯者無し」の場合は、必ず「0」を入力してください。

【特別徴収義務者情報】

あて先	松江市長あて
提出年月日	令和8年1月5日
申告対象年月	令和7年12月分
宿泊施設番号	●●▲●■●
氏名又は名称	嫁が島 株式会社
代表者氏名	代表取締役 嫁が島 夕日
郵便番号	690-8540
住所	島根県松江市末次町86
電話番号	0852-55-****
担当者氏名	嫁が島 あさひ
担当者連絡先	0852-55-****4
個人番号・法人番号区分	法人番号
個人番号	
法人番号	*****

市配布のExcelは、初めに「入湯税月計表」を作成すると、着色セル部分（申告対象年月、人数・税額）が自動転記されます。

自社作成の「入湯税月計表」の場合には、着色セル部分も入力してください。

【施設情報】

施設の種類	宿泊施設
施設の名称(屋号)	嫁が島温泉 だんだん
施設の所在地	松江市末次町86番地
施設の電話番号	0852-55-****4

【納入税額】

課税区分	税率(円)	課税標準(人)	税額(円)
宿泊客	150	3,150	472,500

【課税免除分】

免除区分	課税免除(人)
小学生以下	300
修学旅行などの学校行事	100
日帰り客	75
合計	475

課税免除のうち、修学旅行などの学校行事の場合には、「修学旅行等であることの証明書(写し)」を添付してください。

【備考】

12/6 ●●市立▲■中学校修学旅行 生徒96人 引率者4人

【添付書類】

入湯税月計表
修学旅行等であることの証明書(写し) ▲

(2) 修正申告の記載例

様式、提出方法は(1)入湯税納入申告書と同じです。
備考欄に修正理由・内容を記載してください。

修正 記入例

入湯税納入申告書

【特別徴収義務者情報】

あて先	松江市長あて
提出年月日	令和8年1月5日
申告対象年月	令和7年12月分
宿泊施設番号	●●▲●■●
氏名又は名称	嫁が島 株式会社
代表者氏名	代表取締役 嫁が島 夕日
郵便番号	690-8540
住所	島根県松江市末次町86
電話番号	0852-55-****
担当者氏名	嫁が島 あさひ
担当者連絡先	0852-55-****4
個人番号・法人番号区分	法人番号
個人番号	
法人番号	*****

初めに「入湯税月計表」を修正すると、着色セル部分（申告対象年月、人数・税額）が自動転記されます。自社作成の「入湯税月計表」の場合には、着色セル部分も入力してください。

【施設情報】

施設の種類	宿泊施設
施設の名称(屋号)	嫁が島温泉 だんだん
施設の所在地	松江市末次町86番地
施設の電話番号	0852-55-****4

【納入税額】

課税区分	税率(円)	課税標準(人)	税額(円)
宿泊客	150	3,250	487,500

【課税免除分】

免除区分	課税免除(人)
小学生以下	299
修学旅行などの学校行事	100
日帰り客	81
合計	480

入湯税月計表の人数・金額を修正し、備考欄に理由と納付済額を記入のうえ、未納額を納入してください。

【備考】

入湯客数の記入誤り 誤:3,150人 正:3,250人
修正後納税額 487,500円－納付済額 472,500円＝未納付額 15,000円

【添付書類】

入湯税月計表

入湯税月計表

修正 記入例

令和	7年	12月分	
施設名	嫁が島温泉 だんだん		宿泊施設番号 ●●▲●■●

日	宿泊客(人)			日帰り客(人)	合計(人)	
	課税標準(人) A	課税免除(人)		課税免除(人) D	課税 A	課税免除 B+C+D
		小学生以下 B	修学旅行など C			
1	100	10	0	3	100	13
2	100	10	0	3	100	13
3	100	9	0	6	100	15
4	100	10	0	3	100	13
5	50	10	0	0	50	10
6	100	0	100	3	100	103
7			0	3	100	13
8			0	3	100	13
9			0	3	100	13
10			0	3	100	13
11	100	10	0	3	100	13
12	100	10	0	3	100	13
13	100	10	0	3	100	13
14	100	10	0	3	100	13
15	100	10	0	0	100	10
16	100	10	0	3	100	13
17	100	10	0	3	100	13
18	100	10	0	3	100	13
19	100	10	0	3	100	13
20	200	10	0	0	200	10
21	100	10	0	3	100	13
22	100	10	0	3	100	13
23	100	10	0	3	100	13
24	100	10	0	3	100	13
25	100	10	0	0	100	10
26	200	10	0	0	200	10
27	100	10	0	3	100	13
28	100	10	0	3	100	13
29	100	10	0	3	100	13
30	100	10	0	3	100	13
31	100	10	0	3	100	13
合計(人)	3,250	299	100	81	3,250	480
税率(円)	150				150	
税額(円)	487,500				487,500	

修正箇所を赤字にしてください。

(3) 更正請求の記載例

eLTAX で申請できます。更正請求書、納入明細書（日計表）を提出してください。
eLTAX によらない場合は、市の様式により提出してください。

(市作成 Excel 版様式の場合)

①入湯税月計表（更正請求用）、②更正請求書の順で入力してください。

入湯税月計表の色付きのセルに人数を入力すると、更正請求書に自動転記します。
入湯税月計表は、下記数値が分かれば、貴社作成の様式でも構いません。

入湯税月計表(更正請求用)			
令和	7年	12月分	更正 記入例
施設名	嫁が島温泉 だんだん		宿泊施設番号 ●●▲●■●

日	更正請求前	更正請求後	更正内容
	宿泊 課税標準(人) A	宿泊 課税標準(人) B	課税標準(人) B-A
1	100	90	▲ 10
2	100	100	0
3	100	100	0
4		0	0
5		50	0
6		100	0
7		100	0
8	100	90	▲ 10
9	100	100	0
10	100	100	0
11	100	100	0
12	100	100	0
13	100	100	0
14	100	100	0
15	100	100	0
16	100	100	0
17	100	100	0
18	100	100	0
19	100	100	0
20	200	200	0
21	100	100	0
22	100	100	0
23	100	100	0
24	100	100	0
25	100	100	0
26	200	200	0
27	100	100	0
28	100	100	0
29	100	100	0
30	100	100	0
31	100	100	0
合計(人)	3,150	3,130	▲ 20
税率(円)	150	150	150
税額(円)	472,500	469,500	▲ 3,000

【特別徴収義務者情報】

あて先	松江市長あて
提出年月日	令和8年1月5日
申告対象年月	令和7年12月分
宿泊施設番号	●●▲●■●
氏名又は名称	嫁が島 株式会社
代表者氏名	代表取締役 嫁が島 夕日
郵便番号	690-8540
住所	島根県松江市末次町86
電話番号	0852-55-****
担当者氏名	嫁が島 あさひ
担当者連絡先	0852-55-****4
個人番号・法人番号区分	法人番号
個人番号	
法人番号	*****

初めに「入湯税月計表（更正請求用）」を作成すると、着色セル部分（申告対象年月、人数・税額）が自動転記されます。

【施設情報】

施設の種類	宿泊施設
施設の名称(屋号)	嫁が島温泉 だんだん
施設の所在地	松江市末次町86番地
施設の電話番号	0852-55-****4

【更正請求前】A

課税区分	税率(円)	課税標準(人)	税額(円)
宿泊客	150	3,150	472,500

【更正請求後】B

課税区分	税率(円)	課税標準(人)	税額(円)
宿泊客	150	3,130	469,500

【更正請求額】B-A

課税区分	税率(円)	課税標準(人)	税額(円)
宿泊客	150	▲ 20	▲ 3,000

【更正の請求理由その他の参考事項】

入湯客数の記入誤り

【添付書類】

入湯税月計表(更正請求用)

更正請求書つづき

【還付を受けようとする金融機関】

金融機関コード	* * * *	
金融機関名	中央道湖	銀行
支店コード	* * * *	
支店名	嫁が島	支店
預金種別	普通	
口座番号	0012345	
口座名義人氏名(フリガナ)	ヨメガシマ カ	
口座名義人氏名(漢字)	嫁が島 株式会社	

- ・ **①～④**の欄は、松江市から送付する納入書には予め印字してありますので、記載内容に誤りがないかご確認ください。
- ・ **⑤**欄には、「税額」と「合計額」に納入すべき入湯税額を右詰めで記入してください。
- ・ 3枚1組になっていますので、全て同じ内容を記入した上で金融機関等窓口に提出してください。
- ・ 取り扱い金融機関は、納入書の裏面に記載しています。
- ・ 納入書の様式は市ホームページからもダウンロードしてご利用頂けます。

品別松江市 市区町村コード				入湯税納入済通知書			
3	2	2	0	1	6		

口座番号				加入者名			
特別徴収義務者 ①							
住所		所在地					
住		松江市末次町86番地					
氏名		城が島 株式会社					
(名)		塚が島 風泉 だんだん 様					
宿泊施設名等							
業種・コース		年度		年次分		③ 宿泊施設番号	
*		7		7		●●●▲■●●	
④ 中告期間							
令和 7 年		12 月		宿泊分		区分	
税額		延滞金		合計額		更正決定申告	
百十億千百十万千百十円		百十億千百十万千百十円		百十億千百十万千百十円		百十億千百十万千百十円	
487500		487500		487500		487500	
5		5		5		5	
令和 8 年		2 月		2 日		領収日付印	
〒定金融機関署名（取りまどい宛）		上記のとおり通知します。					
(松江市保管)							

11. 経営申告書の様式

eLTAX で申請できます。

eLTAX によらない場合は、市の様式により提出してください。

(1) 開始（新規）

特別徴収義務者経営申告書（新規・休止・廃止・再開・特別徴収義務者の変更・その他）

あて先	松江市長あて
提出年月日	2025年3月11日

特別徴収義務者【申告事由】	開始（新規）
申告事由の発生年月日	2025年4月1日

【特別徴収義務者情報】

宿泊施設番号	●●▲●●●
氏名又は名称	郷が島 株式会社
代表者氏名	代表取締役 郷が島 タロ
郵便番号	690-8540
住所	鳥取県松江市末次町56
電話番号	0652-55-****
担当者氏名	郷が島 あさひ
担当者連絡先	0652-55-****4
個人番号・法人番号区分	法人番号
個人番号	
法人番号	*****

提出される日を記載してください。
※①温泉法、②公衆浴場法、③旅館業法の手続き（新規又は変更）をそれぞれしていただき、手続き後の許可証の日付以降の日付を記入してください。

プルダウン選択
・開始（新規）
・休止
・廃止
・再開
・特別徴収義務者の変更
・その他

宿泊施設の特別徴収義務者証に記載の番号を入力してください。

プルダウンで選択
・個人番号
・法人番号

国税庁が付与した 13桁

【施設情報】

施設の種別	宿泊施設
施設名称（屋号）	郷が島温泉 だんだん
施設住所	松江市末次町56
施設電話番号	0652-55-****4
日帰り入浴の有無	有
部屋数	50室
宿泊定員	200人
従業員数	20人
施設の概要	温泉（大浴場・露天風呂・サウナ） 併設：宴会場・エステサロン・トレーニングジム
温泉法による温泉利用許可日	2025年4月1日
公衆浴場法による営業許可日	2025年4月1日
旅館業法による営業許可日	2025年4月1日
利用料金に関する事項	宿泊（素泊まり）：7,000円～ 日帰り入浴：大人（中学生以上）800円 小学生400円未満幼児無料 日帰り食食プラン：5,000円～ エステプラン：5,000円～ ジム利用：800円（1日）

プルダウンで選択
・宿泊
・日帰り

プルダウン選択
・有
・無

許可を受けた最初の日付を記載してください

【備考】

休憩日：毎月第2火曜日（設備点検のため）

【添付書類】

法人の登記事項証明書（写し）、温泉法許可（写し）、公衆浴場法許可（写し）、旅館業法許可（写し）
施設図面（浴場と配管が分かる図面）

←に記載の4書類の写しを添付してください。

PDF化してのデータ送信を推奨します。

(2) 休止、廃止、再開

eLTAX で申請できます。

eLTAX によらない場合は、市の様式により提出してください。

特別徴収義務者経営申告書（新規・休止・廃止・再開・特別徴収義務者の変更・その他）

あて先	松江市長あて
提出年月日	2026年7月1日
特別徴収義務者【申告事由】	休止
申告事由の発生年月日	2026年7月1日
【特別徴収義務者情報】	
宿泊施設番号	●●▲▲■●●
氏名又は名称	嫁が島 株式会社
代表者氏名	代表取締役 嫁が島 タロ
郵便番号	690-0540
住所	島根県松江市末次町86
電話番号	0852-55-****
担当者氏名	嫁が島 あさひ
担当者連絡先	0852-55-****4
個人番号・法人番号区分	法人番号
個人番号	
法人番号	*****

提出される日を記載してください。
※①温泉法、②公衆浴場法、③旅館業法の手続き（新規又は変更）をそれぞれしていただき、手続き後の許可証の日付以降の日付を記入してください。

プルダウン選択
・開始（新規）
・休止
・廃止
・再開
・特別徴収義務者の変更
・その他

宿泊税の特別徴収義務者証に記載の番号を入力してください。

プルダウンで選択
・個人番号
・法人番号

国税庁が付与した 13桁

【施設情報】

施設の種別	宿泊施設
施設名称（屋号）	嫁が島温泉 だんだん
施設住所	松江市末次町86
施設電話番号	0852-55-****4
日帰り入浴の有無	有
部屋数	50室
宿泊定員	200人
従業員数	20人
施設の概要	温泉（大浴場・露天風呂・サウナ） 併設：宴会場・エステサロン・トレーニングジム
温泉法による温泉利用許可日	2025年4月1日
公衆浴場法による営業許可日	2025年4月1日
旅館業法による営業許可日	2025年4月1日
利用料金に関する事項	宿泊（宿泊まり）：7,000円～ 日帰り入浴：大人（中学生以上）800円、小学生400円未満児童無料 日帰り会食プラン：5,000円～ エステプラン：5,000円～ ジム利用：800円（1日）

プルダウンで選択
・宿泊
・日帰り

プルダウン選択
・有
・無

【休止廃止再開情報】

休止期間	令和8年7月1日～令和9年3月31日
休止事由	設備設備交換のため、休館
廃止事由	
再開年月日	

【休止廃止再開情報】

該当する欄に記載してください

【備考】

--

【添付書類】

(3) 特別徴収義務者の変更

eLTAX で申請できます。

eLTAX によらない場合は、市の様式により提出してください。

※経営譲渡に係る特別徴収義務者の変更は、旧義務者からの変更届出となります。

特別徴収義務者経営申告書（新規・休止・廃止・再開・特別徴収義務者の変更・その他）

あて先	松江市長あて
提出年月日	2025年2月1日

提出される日を記載してください。
※①温泉法、②公衆浴場法、③旅館業法の手続き（新規又は変更）をそれぞれしていただき、手続き後の許可証の日付以降の日付を記入してください。

特別徴収義務者【申告事由】	特別徴収義務者の変更
申告事由の発生日	2025年2月1日

プルダウン選択
・開始(新規)
・休止
・廃止
・再開
・特別徴収義務者の変更
・その他

【特別徴収義務者情報】

宿泊施設番号	●●▲●●●
氏名又は名称	株式会社 株式会社
代表者氏名	代表取締役 株式会社 代表取締役
郵便番号	590-8540
住所	鳥取県松江市末次町66
電話番号	0852-55-****
担当者氏名	株式会社 あさひ
担当者連絡先	0852-55-****4
個人番号・法人番号区分	法人番号
個人番号	
法人番号	5555555555555555

宿泊施設の特別徴収義務者証に記載の番号を入力してください。

プルダウンで選択
・個人番号
・法人番号

国税庁が付与した13桁

【施設情報】

施設の種類	宿泊施設
施設名称(屋号)	株式会社 だんだん
施設住所	松江市末次町66
施設電話番号	0852-55-****4
日帰り入浴の有無	有
部屋数	50室
宿泊定員	200人
従業員数	20人
施設の概要	温泉(大浴場・露天風呂・サウナ) 併設: 宴会場・エステサロン・トレーニングジム
温泉法による温泉利用許可日	2025年4月1日
公衆浴場法による営業許可日	2025年4月1日
旅館業法による営業許可日	2025年4月1日
利用料金に関する事項	宿泊(敷泊まり): 7,000円～ 日帰り入浴: 大人(中学生以上) 800円・小学生400円未就学児無料 日帰り朝食プラン: 5,000円～ エステプラン: 5,000円～ ジム利用: 800円(1日)

プルダウンで選択
・宿泊
・日帰り

プルダウン選択
・有
・無

【変更情報】

変更項目1	特別徴収義務者 法人名称変更
変更内容1(変更前)	株式会社 株式会社
変更内容1(変更後)	株式会社 株式会社 ホールディングス
変更項目2	
変更内容2(変更前)	
変更内容2(変更後)	
変更項目3	
変更内容3(変更前)	
変更内容3(変更後)	

【特別徴収義務者情報】

変更があれば、記載してください

【備考】

法人名変更による特別徴収義務者変更。施設名称・営業形態・連絡先は変更なし。

【添付書類】

法人の登記事項証明書(写し)、温泉法許可(写し)、公衆浴場法許可(写し)、旅館業法許可(写し)
経営譲渡に関する契約書、不動産の全部事項証明書など

ここに記載の4書類の写しを添付してください。

PDF化したデータの送信を推奨します。

Ⅲ：根拠法令編

12. 根拠法令

(1) 松江市税賦課徴収条例（平成 17 年松江市条例第 59 号）（抄）

※一部改正条例（令和 7 年 7 月 23 日松江市条例第 36 号）により、第 142 条中の下線部分を改正し、令和 7 年 12 月 1 日以後に宿泊して入湯する場合に適用します。

第 3 章 目的税

第 1 節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第 141 条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第 142 条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- (1) 年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 日帰り入湯する者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊して入湯するもの
- (5) 前号に規定する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊して入湯する引率者

（入湯税の税率）

第 143 条 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第 144 条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第 145 条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月末日までに前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

第 146 条及び第 147 条 削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第 148 条 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 9 第 4 項、第 701 条の 12 第 4 項又は第 701 条の 13 第 4 項の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第 149 条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前 2 号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第 150 条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間保存しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第 151 条 前条第 1 項の規定によって帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなく記載せず、若しくは、虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定によって保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の罰金刑を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

(2) 松江市税賦課徴収条例施行規則(平成 17 年松江市規則第 53 号)(抄)

※一部改正規則(令和 7 年 7 月 23 日松江市規則第 52 号)により、第 4 条の 3 を加え、令和 7 年 12 月 1 日から施行します。

(入湯税の課税免除)

第 4 条の 3 条例第 142 条第 4 号の規則で定める学校行事とは、幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づく行事に該当するものをいう。

2 条例第 142 条第 4 号又は第 5 号の規定により入湯税の課税免除を受けようとする者は、当該課税免除の対象となる行事の名称、宿泊日等を証するものを入湯する鉱泉浴場に提出しなければならない。

(3) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)(抄)

第四章 目的税

第四節 入湯税

(入湯税)

第 701 条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第 701 条の 2 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第 701 条の 3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 701 条の 4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかった税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が、前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第 701 条の 5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第 1 項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求め

ることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。

5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8

削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があった場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前2項の規定によって更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によって、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 市町村長は、前3項の規定によって更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

- 第701条の10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があった場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足金額に第701条の4第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
 - 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

- 第701条の11 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。
- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

- 第701条の12 納入申告書の提出期限までにその提出があった場合(納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、次項ただし書又は第8項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があったときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に100分の10の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があった場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があった場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるとき

は、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合又は第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があった場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があった後において第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があった場合

三 第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があった後において同条第 3 項の規定による更正があった場合

- 3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第 8 項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第 5 項において同じ。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。)を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。)が 50 万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第 2 項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額(当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうち同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が 300 万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前 2 項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 50 万円以下の部分に相当する金額 100 分の 15 の割合

二 50 万円を超え 300 万円以下の部分に相当する金額 100 分の 20 の割合

三 300 万円を超える部分に相当する金額 100 分の 30 の割合

- 5 第 2 項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第 2 項に規定する納入すべき税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出(当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。)又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。)又は重加算金(次条第 3 項第一号において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による

- 更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、不申告加算金若しくは重加算金(次条第2項の規定の適用があるものに限る。)(以下この号及び次条第3項第2号において「特定不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合
- 6 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 7 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 8 第2項の規定は、第6項の規定に該当する納入申告書の提出があった場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

- 第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は第20条の9の3第3項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、前条第1項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 2 前条第2項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)(において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは更正請求書を提出したときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前2項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第1項の規定に該当する場合にあつては、第1号)に該当するときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 一 前2項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合
- 二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合
- 4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第6項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第 701 条の 14

削除

第 701 条の 15

削除

(入湯税に係る督促)

第 701 条の 16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があった場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第 701 条の 17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第 701 条の 18 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第一号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第 114 条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第 1 項から第 3 項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第 86 条第 1 項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第 701 条の 19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽って増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又は

これを併科する。

- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
- 3 情を知つて前2項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、2年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第701条の20 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。
 - 二 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 三 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第701条の21 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第99条の2(同法第109条第4項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第701条の22及び第701条の29

削除

(4) 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）

総務省通知（平成 22 年 4 月 1 日 総税市第 16 号）（抄）

第9章 目的税

- (1) 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、入湯税を課するものであること。（法 701）
- (2) 鉱泉浴場とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいうものであるが、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれるものであること。
- (3) 入湯税は、旅館、料理屋のいずれであるかを問わず、また、宿泊者であると否とを問わず、温泉及び鉱泉の入湯客に対して課するものであること。
- (4) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで、一般会計に繰り入れる場合においては、入湯税をこれらの事業に要する費用に充てるものであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにするとともに、住民及び入湯客に対しても周知することが適当であること。

発行：松江市財政部 市民税課 諸税係

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

TEL：0852-55-5154 FAX：0852-55-5545

E-mail：shiminzei@city.matsue.lg.jp